7　指導監督

㈠　職業安定法の規定に基づく指針の対象に、求人者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給を受けようとする者を加えるものとした。（第四八条関係）

㈡　厚生労働大臣による指導及び助言の対象に、求人者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給を受けようとする者を加えるものとした。（第四八条の二関係）

㈢　厚生労働大臣は、求人者又は労働者供給を受けようとする者が、職業安定法第五条の三第二項若しくは1の規定に違反しているとき、若しくは2㈡の求めに対して事実に相違する報告をしたとき、又はこれらの規定に違反して指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置を執るべきことを勧告することができるものとするとともに、労働者の募集を行う者が改善命令に従わなかったとき及び求人者又は労働者供給を受けようとする者が勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとした。（第四八条の三第二項及び第三項関係）

㈣　厚生労働大臣に対する申告の対象に、求人者及び労働者供給を受けようとする者を加えるものとした。（第四八条の四第一項関係）

㈤　行政庁による報告徴収の対象に、求人者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給を受けようとする者を加えるものとした。（第五〇条第一項関係）

㈥　行政庁による立入検査の対象に、求人者及び労働者供給を受けようとする者を加えるものとした。（第五〇条第二項関係）

8　その他

㈠　個人情報の取扱いに係る規定の対象に、求人者及び労働者供給を受けようとする者を加えるものとするとともに、守秘義務に違反した者に対する罰則（三〇万円以下の罰金）の対象に、無料職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等を加えるものとした。（第五一条関係）

㈡　虚偽の条件を提示して、公共職業安定所又は職業紹介を行う者に求人の申込みを行った者について、六月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処するものとした。（第六五条関係）

三　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係

1　雇用保険率の改正

平成二九年度から平成三一年度までの各年度における雇用保険率については、一、〇〇〇分の一三・五（うち失業等給付に係る率一、〇〇〇分の一〇）（農林水産業及び清酒製造業については一、〇〇〇分の一五・五（同一、〇〇〇分の一二））、建設業については一、〇〇〇分の一六・五（同一、〇〇〇分の一五・五（同一、〇〇〇分の一二））とするものとした。（附則第一一条第一項関係）

四　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正関係

1　育児休業の改正

労働者は、その養育する一歳六か月から二歳に達するまでの子について、次のいずれにも該当する場合に限り、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができるものとした。（第五条関係）

㈠　当該申出に係る子について、当該労働者又はその配偶者が、当該子の一歳六か月に達する日（以下「一歳六か月到達日」という。）において育児休業をしている場合

㈡　当該子の一歳六か月到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合

2　育児休業等に関する定めの周知等の措置の改正

育児休業等に関する定めの周知等の措置には、労働者若しくはその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又は労働者が対象家族を介護していることを知ったときに、当該労働者に対し知らせる措置を含むものとした。（第二一条関係）

3　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する措置の改正

事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇（子の看護休暇、介護休暇及び労働基準法第三九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、出産後の養育について出産前において準備することができる休暇を含む。）を与えるための措置を講ずるよう努めなければならないものとした。（第二四条関係）

五　施行期日等

1　検討

㈠　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律により改正された雇用保険法及び職業安定法の規定の施行の状況等を勘案し、当該規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第一二条第一項関係）

㈡　政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「新育児・介護休業法」という。）の規定の施行の状況、保育の需要及び供給の状況、男性労働者の育児休業の取得の状況、女性労働者の育児休業後における就業の状況その他の状況の変化を勘案し、新育児・介護休業法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第一二条第二項関係）

2　経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこととした。（附則第二条～第一一条及び附則第一三条～第三五条関係）

3　施行期日

この法律は、平成二九年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

㈠　一の7　公布の日

㈡　一の1　平成二九年八月一日

㈢　一の6及び四　平成二九年一〇月一日

㈣　一の4、5、10及び11並びに二（2、3及び4㈠を除く。）　平成三〇年一月一日

㈤　二の2　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第一二〇号）（総務省）

1　自治行政局の所掌事務の特例の期限を延長することとした。（附則第三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一二一号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

3　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。